

「平成29年度食の安全・安心に関して講じた施策等に関する報告書」の概要

〔平成30年6月〕
北海道農政部

北海道食の安全・安心条例第8条の規定に基づき、平成29年度に食の安全・安心に関して講じた施策等について報告するものです。

第1 食の安全・安心のための基本的施策の推進

1 情報の提供

- 食品表示や衛生管理など消費者の関心の高い情報をはじめ、道や国などの関係機関が提供している施策や取組に関する情報をホームページなどを通じ消費者や事業者へ提供。
- 食品衛生の基礎知識や、腸管出血性大腸菌、ノロウイルスなどの食中毒予防、HACCPなどに関する情報を提供。

2 食品等の検査及び監視

- 「北海道食品衛生監視指導計画」に基づく計画的な食品等の検査や食品関係施設の監視指導等のほか、原子力発電所事故に伴う大気や水産物などの放射性物質のモニタリングを実施。
- と畜検査や食鳥検査を行い、食用に適さない家畜等を排除するとともに、と畜検査員が必要と認められた牛のBSE検査を実施。

3 人材の育成

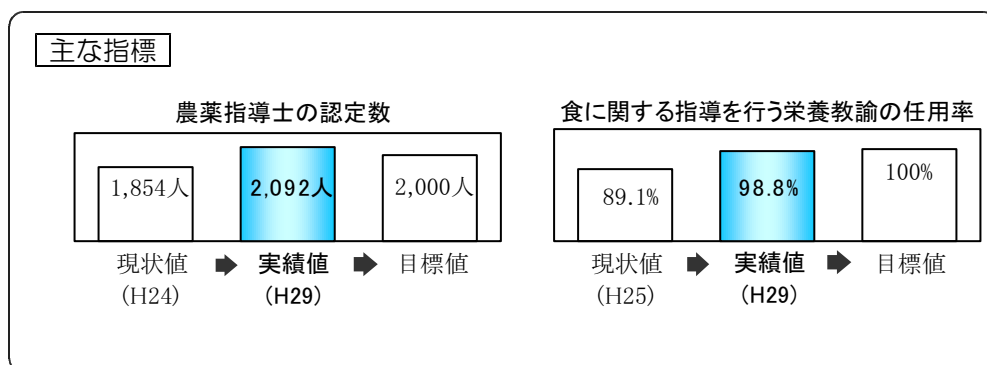
- 農薬指導士を認定するとともに、生産資材の適正使用等に指導・助言を行う取組を推進。
- 新たな加工食品の原料原産地表示などをテーマとしたセミナーや、HACCP普及のための講習会を開催するなど、関係者の技術や資質の向上を図る取組を推進。
- 学校における食育の一層の充実に向け、栄養教諭の任用を促進するとともに、指導力等の向上を図る研修を実施。

4 研究開発の推進

- 地方独立行政法人北海道立総合研究機構において、クリーン農業や有機農業に関する技術開発、安全な水産物を安定的に消費者に供給するための研究開発などを推進。
- 食品の安全性に係る調査研究や、道内で流通する農産物中の残留農薬検査などの食品の検査を推進。

5 緊急の事態への対処等に関する体制の整備等

- 食品等事業者への指導助言と、消費者からの相談等への迅速な対応のため、会議等を通じて庁内関係部局等と情報を共有。
- 国など関係機関・団体との定期的な情報交換や協議により、連携の維持、円滑な協力体制を確保。



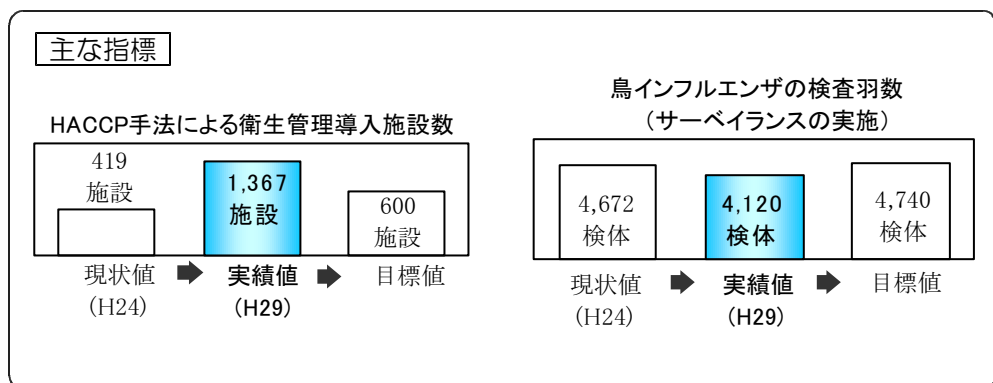
第2 安全で安心な食品の生産及び供給

1 食品の衛生管理の推進

- 主要な産地へのGAP（農業生産工程管理）の導入に向け、推進組織の運営、指導員の育成、グローバルGAPやJGAPなどの普及を図るセミナーの開催等を実施。
- 食品加工施設や大量調理施設等において、HACCPに基づく衛生管理の導入が円滑に図られるよう、食品関係事業者の自主衛生管理の取組を促進。

2 農産物等の安全及び安心の確保

- 道総研と連携し、クリーン農業や有機農業の技術の開発・普及を推進するとともに、YES! clean表示制度等の普及啓発などに対する支援や有機農業への新規参入の促進、量販店での有機農産物等のPRを実施。
- GM条例に関する道民への情報提供や、開放系での遺伝子組換え作物の栽培計画調査を実施。
- 家畜伝染病予防法に基づく検査等により各種家畜伝染病の発生予防やまん延防止に努めるとともに、高病原性鳥インフルエンザについては、発生時に防疫措置を円滑に行うため、マニュアルの改正や緊急用防疫資材の備蓄、維持及び更新、全道的な防疫演習などを実施。



3 水産物の安全及び安心の確保

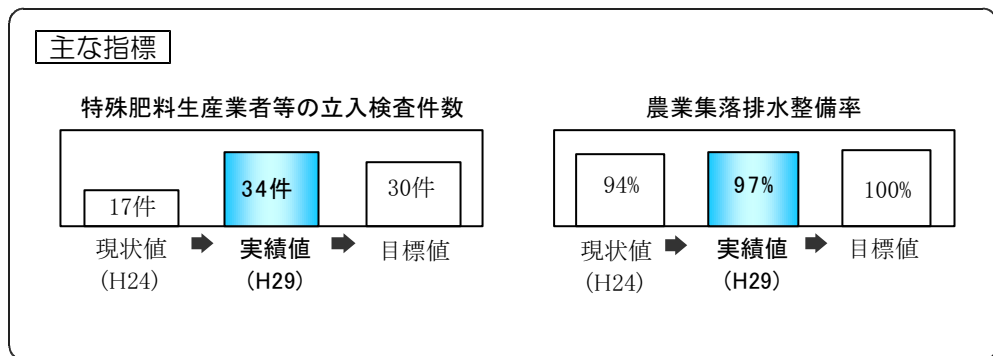
- 水産物の鮮度保持に役立てるため、屋根付き岸壁を有する漁港の整備を進めたほか、漁獲量が急増しているブリやサバについて鮮度保持マニュアルを作成。
- 二枚貝の貝毒原因となるプランクトンの発生状況を監視し、生産者等に情報提供するとともに、全道19生産海域で貝毒検査を実施。

4 生産資材の適正な使用等

- 農薬の適正使用推進のため農薬指導士の認定や各種指導資料の作成及び農業団体などへの配布、販売業者等の立入検査を実施するとともに、マイナー作物の農薬について薬効・薬害試験を行いメーカーによる農薬登録を推進。
- 動物用医薬品について、生産者に対し適正使用の指導を実施したほか、販売業者に対する立入検査や獣医師に対する適正な管理等の監視指導を実施。
- 飼料の安全を確保するため、飼料製造・販売業者や畜産農家等に対する立入検査・指導、牛用飼料への肉骨粉等混入監視調査などを実施したほか、自給飼料の増産を図るため、草地の植生改善などを推進。

5 生産に係る環境の保全

- 肥料取締法に基づく肥料生産業者への立入検査、生産者に対する適正施肥や有機質資材の適切な利用の指導等を実施。
- 水質監視の必要性が高い水域などを常時監視するとともに、農業集落排水施設等の整備、家畜排せつ物法の遵守状況の監視指導、森林や河畔林の整備や保全などの取組を推進。
- 地下水を常時監視するとともに、「硝酸性窒素汚染防止のための施肥管理の手引き」等に基づく適正な施肥の普及・指導を実施。



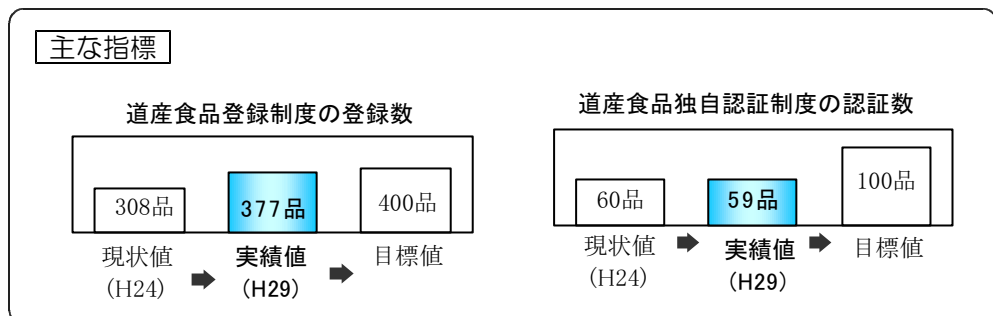
第3 道民から信頼される表示及び認証の推進

1 適正な食品の表示の促進等

- 平成29年9月に改正された加工食品の食品表示基準の普及啓発を図るためセミナーを開催するとともに、事業者からの相談に対応する「景品表示法ホットライン」を設置。
- 食品表示法に基づく適正な表示について、食品小売店等に対して実態調査を実施し遵守状況を把握するとともに、必要な指導を実施。
- 道産食品登録制度について、道内、首都圏での各種商談会や道のホームページでPRするなど、その普及と登録商品の販路拡大に向けた取組を実施。
- 米トレーサビリティ制度について、道のホームページでの情報提供などにより普及啓発を行ったほか、飲食店等への巡回調査等を実施。

2 道産食品の認証制度の推進

- 「道産食品独自認証制度（きらりっぷ）」について、認証品を紹介する小冊子やイベントなどを活用し制度や認証品のPRを実施したほか、道と事業者との包括連携協定等を活用して認証品の販売支援の取組を実施。



第4 情報及び意見の交換、相互理解の促進等

1 情報及び意見の交換等

- 関係者の相互理解の促進や幅広い道民意見を把握するため、関係機関・団体と連携し、道内各地で、新たな加工食品の原料原産地表示などをテーマに、食の安全・安心に関するリスクコミュニケーションを実施。

2 食育及び地産地消の推進

- 健康な食習慣を身に付けるため、道産食材を取り入れた「どさんこ食事バランスガイド」を普及するとともに、地場産物を活用した学校給食メニューの調理コンクールを実施。
- 関係部局が連携し、「どさんこ愛食食べきり運動」として、食べ残しの削減を普及啓発。
- 食育関係団体で構成する「どさんこ食育推進協議会」及び各地域の食育推進ネットワークにおいて食育の普及に向けた意見交換などを実施。
- 学校における食育を充実するため栄養教諭の任用を促進するとともに、学校を核として、家庭における食への理解を深めるための取組を推進。
- 愛食運動をより一層広めるため、「北のめぐみ愛食応援団」の登録や「北のめぐみ愛食レストラン」の募集、「愛食の日：どどん食べよう道産DAY」などによる普及啓発を実施。
- 北海道米の道内食率向上を図る「米チェン」や、輸入小麦から道産小麦への利用転換を図る「麦チェン」の活動を、関係者と連携して推進。
- 食の総合産業化の確立に向けて、食クラスター活動を効果的に推進するために、食に関わる意欲ある人材に専門的研修を実施。
- 「北海道フードコンプレックス国際戦略総合特区」として、食の機能性に関する分析・評価機能の高度化など、食のバリューチェーン形成に向けた様々な取組を推進。
- 道独自の食品機能性表示制度の効果的運用や認定商品の道内外への情報発信を実施。

3 道民からの申出

- 「食品表示110番」や「食品安全相談ダイヤル」の専用電話のほか全道の保健所窓口において受け付けた道民からの情報提供や問い合わせ等について、関係部局による会議を毎月開催するなど情報の共有・一元的な管理体制を構築し対応。
- 道が受理した食の安全・安心に係る通報等の処理状況を四半期ごとにホームページで公表。

